

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 井岡正徳					
年 月 日	令和4年4月4日				
表題	奈良県議会議員 井岡正徳 県政報告 ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告や活動報告を行い、意見や要望を求める。				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (後援会や政党等、ブログ・ツイッターへのリンク)				
内容	各種政務活動の報告 メール等により県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	サーバー使用料	アソシオンテ	12,100	年額定額	3
	※ 50% 充当 合計 6,050 円				
備考	ホームページアドレス : http://www.ioka.jp/ 添付資料 ホームページ保守費用の契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ制作業務委託契約書

委託 : 共同事務所

受託 : 有限会社アンシャング





ホームページ制作業務委託契約書

井岡事務所 (以下「甲」という。)と有限会社アンシャンテ (以下「乙」という。)とは、甲乙間において次の通り契約を締結する。

甲及び乙は、以下のとおり、契約が成立したので、これを証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ宛に郵送押印のうえ、各1通を添着する。

平成24年8月1日

甲

井岡正徳

乙 有限会社アンシャンテ
代表取締役 安村 優

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書及び口頭にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書(以下「見積書」という)を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供するHTMLによるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリーン等とを組み合わせて、ホームページを制作すること。
2. 既存の写真・画像等のスキャン (デジタルライズ)。
3. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、両者協議の上で定めることとする。
2. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。
3. 乙が制作物を納品した後、30日間は試用期間とし、甲より提示された仕様を満たさない箇所については、乙の負担にて修正を行う。ただし、大幅な仕様の変更や機能の追加、デザインの見直し等の修正が必要であると乙が判断した場合、乙は再見積を提出することができる。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上に制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。確認依頼通知の受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 制作料金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消通費相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 料金の支払条件は、別紙「分割支払条件」に定める通りとし、振込手数料が必要な場合は乙の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第8条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合は限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。この場合、手付け金は返金しない。また、手付け金とは別に、甲は乙が本契約の遂行のために負担した費用(機材・ソフトウエア・素材等の購入)を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合は、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な経緯に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。



第9条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第10条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要なHTMLデータ、および画像データ、スクリーンショット等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中で制作物等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、制作物を自ら制作したものであると公開することができる。
4. 甲は、この文書による同意なしに制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第11条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第12条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙が故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作料金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第13条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害または侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文章および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第14条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作料金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続を開始、会社更生手続を開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第14条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第15条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第16条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第17条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第18条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約に関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合には、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第 19 条 紛争および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要の場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

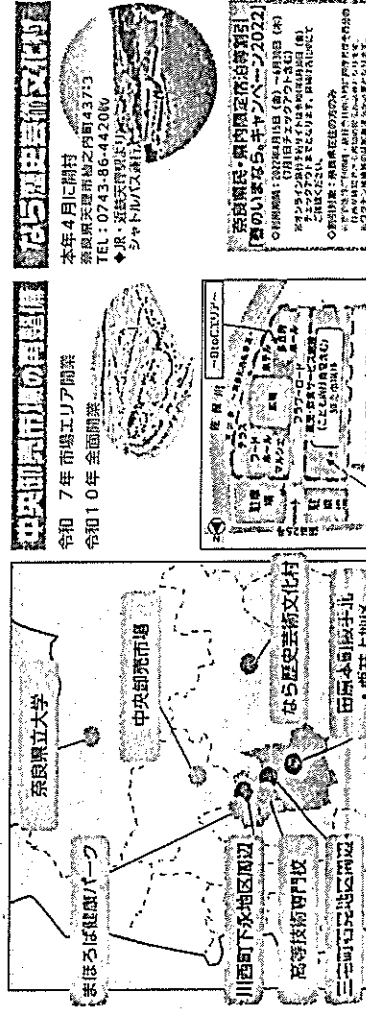
会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和4年4月26日				
表題と発行部数	井岡まさのり県議会だより 13,000部				
対象者	磯城郡内住民				
配布方法	ポスティング 12,500枚 手配り 500枚				
発行目的	奈良県政および奈良県議会における取り組み等について広く県民に広報することを目的とする。 また県民からご意見や要望等を拝聴する機会とする。				
按分率の説明	按分率 85.7%充当 その理由 県議会だよりの紙面の面積のうち、議員氏名、議員写真キャッチフレーズ分を除く				
内容	令和4年2月定例会一般質問の内容 大和平野中央プロジェクトおよびスーパーシティ構想について まほろば健康パークについて				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	(株)南洲堂	99,000円	13,000部	} 10
	折加工代	(株)南洲堂	26,125円	12,500枚	
	ポスティング	(株)南洲堂	206,250円	12,500枚	
	※ 85.7%充当 合計 283,988円				
備考	添付資料： 井岡まさのり県議会だより 令和4年春号				

注 発行した広報紙を添付してください。

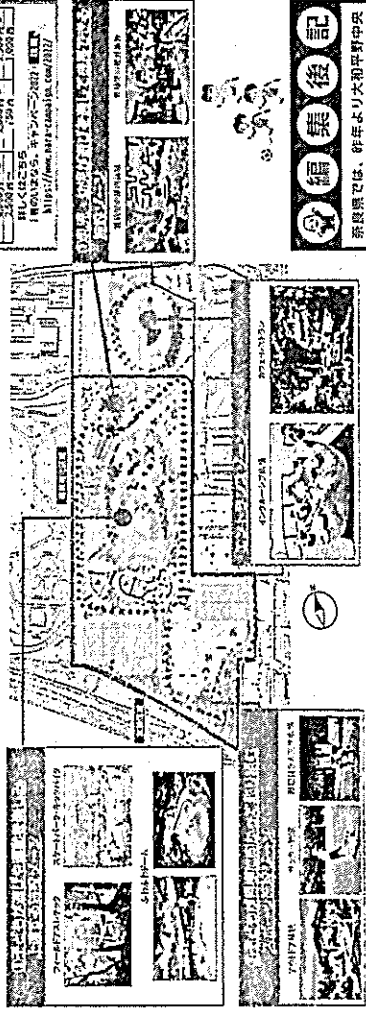
大和野野中央プロジェクト

まほろば健康パークは令和9年完成予定
 国体公式テニスコートは令和11年完成予定
 川西町下永地区周辺



※は大和平野野中央プロジェクト

まほろば健康パーク機能強化 令和9年完成予定



令和10年 全面開業
 令和7年 市民センター開業
 令和13年 完成予定

奈良県議会議員 (磯城郡選出) 井岡まさのり県議会だより

令和4年春号 磯城郡版

井岡まさのり 5期64歳

政策行動力! 実行力!

自民党 会派代表

事務所: 井岡まさのり事務所 (株)

〒630-8506 和歌山県和歌山市 630-8506 電話 0744-333-0506 FAX 0744-332-7868
 HP http://www.okeka.jp / E-mail masanori@okeka.jp

大和平野野中央プロジェクトについて
 大和平野野中央プロジェクト構想について今後どのように取り組むのか。また、主要プロジェクトである奈良県立大学工学部の敷地等に向けた取組状況はどうか。

健康・ウェルネスや住民が暮らしやすくなるなどの視点について、推進会議を立ち上げ、具体化に向けた議論を進める。また、県立大学工学部は三宅町のキャンパス整備に尽力しつつ、奈良市の現況の向上につながる新しいまちづくりを推進し、健康・ウェルネス(心身の健康や幸福) 田園都市の環境づくり、磯城郡三町と連携して取り組む。

新型コロナウイルス感染症の拡大への対応について

新型コロナウイルス感染症の対応については、現在流行が続いているオミクロン株は、これまでの感染様態と比べて感染力が強く、重症化率が低い特徴を持つとされているが、県民はどのような方針で対応しているのか。

一点目は、新型コロナウイルス感染症対策として、市民の健康と生活の維持を両立させること。二点目は、感染防止と日常生活の両立である。三点目は、感染防止と日常生活の両立である。四点目は、感染防止と日常生活の両立である。

- A. 知的な大和平野野の創造
- ① 奈良県立大学工学部の設置とスタートアップ支援
 - ② 大和平野野地域振興協議会の実行
 - ③ 地産地消推進協議会〜地産地消の推進
 - ④ 地産地消推進協議会〜地産地消の推進
- B. 健康長寿の六和野野創造
- ① 新しいスポーツ施設の整備とウェルネスパークの建設
 - ② 医療、地産地消、健康推進、社会福祉の一体的推進
- C. 大和平野野田園都市の建設
- ① 田園都市建設推進協議会の設置
 - ② 地産地消推進協議会の設置
 - ③ 安全・安心まちづくり
 - ④ 農業の産地力、効率化、高度化
- D. 観光地としての発展
- ① 大和平野野スタートアップ支援
 - ② (エネパーク) 観光地としての発展
- E. デジタル社会の構築
- ① 大和平野野中央プロジェクトの推進
 - ② 行政サービスの効率化とデジタル社会の構築
 - ③ 行政サービスの効率化とデジタル社会の構築
 - ④ 周辺関係者の協働推進との連携
 - ⑤ 推進協議会の構築 (PPPの活用)
 - ⑥ 推進協議会の構築 (PPPの活用)

磯城郡と奈良県の連携事業

サッカー場とスタジアム
 令和13年完成予定
 田原本町原手北・西井上地区

県立大学工学部
 令和7年奈良市で開学
 三宅町石見地区周辺 令和13年完成予定

な5歴史芸術文化村
 本年4月に開村
 奈良県三宅町川内437-3
 TEL: 0743-86-4420(内)
 ① 歴史・芸術・文化
 ② 観光・交流・連携
 ③ ナチュラル・体験

奈良県民・関係団体協賛の
 令和9年完成予定

令和10年 全面開業
 令和7年 市民センター開業
 令和13年 完成予定

中央部市民センター(仮称)

大和平野野中央プロジェクト

令和9年完成予定

令和10年 全面開業

令和7年 市民センター開業

令和13年 完成予定

大和平野野中央プロジェクト

令和9年完成予定

令和10年 全面開業

令和7年 市民センター開業

令和13年 完成予定

大和平野野中央プロジェクト

〒636-0247

奈良県磯城郡田原本町阪手630番地

井岡正徳様

請求書



- 本店 奈良県北葛城郡王寺町久度2丁目14-8 TEL0745-73-6161
- 真美ヶ丘店 奈良県香芝市真美ヶ丘5丁目5-27 TEL0745-76-9993
- 東京営業所 東京都葛飾区奥戸2丁目5-14 TEL090-1660-8444

恐れ入りますが 奈良中央信用金庫 [REDACTED]
 (株)南洲堂宛に振込みお願い致します
 ※請求額が3万円未満の場合は、振込手数料をお客様にてご負担下さい。

責任者 [REDACTED]

毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

前月請求額	入金額		差引繰越額	税抜当月売上額	消費税	請求額
				¥301,250	¥30,125	¥331,375
	調整額					

納品日	品名	規格	度数	数量	単価	価格
04/25	議会報告ビラ(用紙:コート90k)	B4	4/4	13,000 部		¥90,000
	2つ折加工代(B4→B5)			12,500 部	1.9	¥23,750
	ポスティング軒並み配布(磯城郡3町)4/26~4/30			12,500 部	15	¥187,500
4/26 振込済						
				小計		¥301,250

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和4年5月2日他			
年会費名	奈良政策研究会・会費 (年会費)			
相手方	奈良政策研究会			
年会費支払目的	情報収集し、議会での質問に役立てるため			
按分率の説明	按分率 66.6% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 本県の県政全般に及ぼす影響を主眼に活動している。</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回(2月、5月、8月、11月)に講演会を開催。尚、11月は休み</p> <p>◆参加者の状況 地方議員他、経営者や団体の役員等が参加</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	月会費	5,220円	講演会、懇談会(引落手数料220円を含む)	16
	同上	5,220円	同上	31
	同上	5,220円	同上	47
	同上	5,220円	同上	65
	同上	5,220円	同上	80
	同上	5,220円	同上	95
	同上	5,220円	同上	113
	同上	5,220円	同上	130
	同上	5,220円	同上	149
	同上	5,220円	同上	165
	同上	5,220円	同上	178
	同上	5,220円	同上	196
	※すべて66.6%充当 合計 5,220円×66.6%×12ヶ月=41,712円			
備考	添付資料: 会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約（案）

（名 称）

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町10-26 近畿ビル内に置く。

（目 的）

第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な地域づくりを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇談会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発行及び配付。
- (4) 関係諸団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

（構 成）

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同する個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席を認める。

（役 員）

2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|----------|-----------|----------|
| (1) 会 長 | 1名 | (4) 政策委員長 | 5名 |
| (2) 副会長 | 2名 | (5) 会 計 | 1名 |
| (3) 幹事長 | 1名 | (6) 会計監査 | 2名 |

2 1の役員以外に顧問、相談役を置くことができる。

3 会長は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

（任 期）

第6条 役員の内任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

（総 会）

第7条 本会の総会は会員及び賛助会員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認められた時は臨時総会を開催することができる。

2 総会は役員を選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要事項について決定する。

3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

（運 営）

第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととする。

（経 費）

第9条 本会の経費は会費（1口＝月額5千円）及び賛助会費（月額個人1口＝5千円、法人1口＝1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

（会計監査）

第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

（その他）

第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 井岡正徳

年 月 日	令和4年11月2日				
表題と発行部数	井岡まさのり県議会だより 18,000部				
対象者	磯城郡内住民				
配布方法	ポスティング 16,736枚 手配り 1,264枚				
発行目的	奈良県政および奈良県議会における取り組み等について広く県民に広報することを目的とする。 また県民からご意見や要望等を拝聴する機会とする。				
按分率の説明	按分率 75%充当 その理由 県議会だよりの紙面の面積のうち、議員氏名、議員写真キャッチフレーズ分を除く				
内容	令和4年2月定例会一般質問の内容 大和平野中央プロジェクトおよびスーパーシティ構想について まほろば健康パークについて				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	(株)南洲堂	161,000円	18,000部	114
	ポスティング	■■■■	40,875円	2,725枚×15円	133
	ポスティング	■■■■	210,165円	14,011枚×15円	134
	※ 75%充当 合計 412,040 × 75% = 309,029円				
備考	添付資料：井岡まさのり県議会だより 令和4年秋冬号				

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会議員 (磯城郡選出) 井岡まさのり



自民民主党 奈良県選挙区支部長
5期 64歳

政策力！
実行力！！

〒744-0305 奈良郡本町6-3-30
電話 0744-33-0505 FAX: 0744-32-7868
E-mail masanori@ioka.jp

所属 奈良県議会議員 (磯城郡選出)

経歴 同奈良県議会議員 (磯城郡選出) 5期
同奈良県議会議員 (磯城郡選出) 4期
同奈良県議会議員 (磯城郡選出) 3期
同奈良県議会議員 (磯城郡選出) 2期
同奈良県議会議員 (磯城郡選出) 1期

令和4年度 民生委員 講習会

大和乎野中央田園都市構想における官民連携について

大和乎野中央田園都市構想を推進し、住民の暮らしの向上につながる取り組みを進めるためには、官民連携が重要と考え、県はどのように取り組んでいるのか。

今年度、既に3回開催した横断会議では、民間事業者の参加を得たコンシューマー形式で議論を進めている。さらに、民間事業者が提案する先進的な取組を県が支援する、先般提案のあった事業者の中から3者を選定した。新しい介護予防事業モデルの構築、デジタルを活用した住民の健康の見守りと地域活動、遊行的な交通手段発生リスクへの対策検討をテーマに取り組み。併せて、磯城郡三町における民間事業者のアイデア募集をした。引き続き、大和乎野中央田園都市構想の実現のため、民間事業者はもとより、有識者や国、地元企業の磯城郡三町など、関係者との連携と理解を深め、地域が一体となった取組を進める。

女性の起業に対する支援について

女性が起業をしようとする際や、起業後の事業運営に関する個々に対応し、女性の起業を後押ししていくことが重要であると考え、県としてどのように取り組んでいるのか。

定例会一般質問

川西町浄化センター内まほろば健康パーク機能強化 令和9年度開園予定

より多くのご家族の普様に想い、楽しんでいただくため、県営公園初の本格的な子ども公園として整備します。

サポーターが必要ない幼児からスラスラと楽しめる、遊びや運動・スポーツに熱中できる、真に楽しめる公園を目指します。

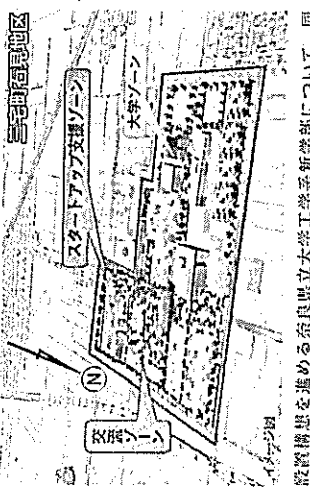
11月 キックオフ会議
12月 第1回検討会
1月 第2回検討会
2月 第3回検討会
3月 第4回検討会
6月 第1回検討会
7月 第2回検討会
10月 第1回フォーラム

自民党奈良県選区支部長に井岡正徳

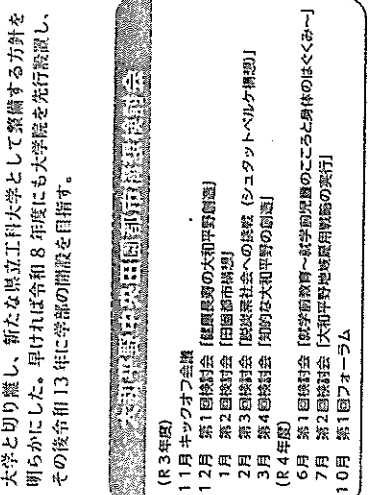
自民党奈良県選区支部長に井岡正徳氏を推薦した。要となる幹事長に井岡正徳氏を推薦した。これからの4役から5役体制とする。任期は2年間。また、高市早苗会会長が約として掲げていた政務調査会の機能強化に向けて体制を充実。来春の統一地方選に向けた「全員野球の果敢」体制を築いた。

井岡幹事長は「党員の意見を反映できる着実な県運営をしていきたい」と話していた。

大和乎野中央田園都市構想の横断



設置構想を進める奈良県立大学工学系新学部について、同大学と切り離し、新たな県立工学科大学として整備する方針を明らかにした。早ければ令和8年度にも大学院を先行設置し、その後令和13年に学部の開設を目指す。



手はるは健康パークと連携してウェルネスゾーン

園地対応のテニスコート、夜間利用可能なアウトサラム、園内レストラン・オートキャンプ場、先進的園芸印地、観光農園

県立工科大学を核としたスポーツアウトドアリゾート



令和13年度 完成予定

多目的スポーツエリア
スタジアムエリア
プロサッカー開催可能、5000人超メインスタジアム、サッカー練習等の多目的グラウンド、ジョギングコース、他



令和13年度 完成予定

多目的スポーツエリア
スタジアムエリア
プロサッカー開催可能、5000人超メインスタジアム、サッカー練習等の多目的グラウンド、ジョギングコース、他

〒636-0247

奈良県磯城郡田原本町阪手630番地

井岡正徳様

請求書

情報システムを構築する



株式会社

南洲堂

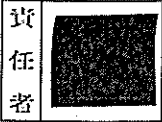


代表取締役

福留修司

- 本店 奈良県北葛城郡王寺町久度2丁目14-8 TEL0745-73-6161
- 真美ヶ丘店 奈良県香芝市真美ヶ丘5丁目5-27 TEL0745-76-9993
- 東京営業所 東京都葛飾区奥戸2丁目5-14 TEL090-1660-8444

恐れ入りますが 奈良中央信用金庫 [Redacted]
 (株)南洲堂宛に振込みお願い致します
 ※請求額が3万円未満の場合は、振込手数料をお客様にてご負担下さい。



毎度ありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

前月請求額	入金額	差引繰越額	税抜当月売上額	消費税	請求額
	調整額		¥146,364	¥14,636	¥161,000

納品日	品名	規格	度数	数量	単価	価格
11/02	議会報告ビラ(用紙:コート90k)	B4	4/4	18,000部		¥118,000
	2つ折加工代(B4→B5)			16,000部		¥29,000
	出精値引き			1件		-¥636
小計						¥146,364

令和4年度事務所状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良県磯城郡田原本町阪手 630 番地の 10 電話 0744-33-0506 延べ床面積 149.56 m ² (供用分 32.387 m ² を含む) の内 40.56 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (関連会社の事務所等)
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 株式会社 西和物流) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態による場合 (使用面積による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 40.56 m ² (a) うち政務活動使用面積 20.28 m ² (b) $(b) / (a) = 20.28 / 40.56 \rightarrow$ 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所使用面積で按分)
⑦駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 来客専用 按分率 1 / 6 (按分率の考え方: 他事務所及び後援会・政党事務所との面積按分)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方: 事務所使用面積で按分)
⑨備考	※駐車場及び光熱費 (電気代のみ) については、他事務所及び後援会・政党事務所との面積の 1 / 6 を按分している。

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。

建物賃貸借契約書(事務所用)

貸主 株式会社回和物流(以下甲という)と 借主 井岡正徳(以下乙という)とは
重要事項説明書記載事項を確認の上、以下のとおり賃貸借契約を締結する。

第1表 賃貸借物件の表示

物件名称 西和物流 阪手第2貸事務所
所在地 奈良県桜井郡田原本町阪手630番地の10
物件構造 木造モルタル壁 2階建 一棟のうち2階及び3階部分
床面積 2階の20.25㎡部分及び3階20.31㎡すべて
(1階59.19㎡及び2階の別途使用分17.363㎡、供用分32.387㎡を除く)

第2表 賃貸借期間

契約期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

第3表 賃料その他の負担

家賃 月75,000円

(総則)

第1条 甲は、頭書に表示する甲の所有する本物件を、この契約書に記載されている条
件で乙に賃貸する。

(使用目的)

第2条 乙は本物件を事務所用のみに使用し、その目的以外には使用しないものとする。

(契約の期間)

第3条 この契約の期間は頭書に表示記載する期間とし、契約期間の満了時において、
甲乙または、そのいずれか一方より何らの申し出がない場合、同一条件で契約が更新され
るものとする。

(賃貸借料)

第4条 本物件の家賃は、頭書の通りとし甲の指定する方法で支払うものとする。尚契
約時の賃貸借料及び共益費等で一カ月未満の賃料は日割計算とする。

(賃借人の管理義務及び諸費用)

第5条

(1) 乙は善良なる管理者の注意をもって本物件を保全し、使用しなければなら
ない。

- (2) 乙は自己又はその使用人、顧客等の故意・過失等により、建物及び設備等を
故障・破損・滅失させたときは、甲に対してその賠償をしなければならぬ
(4) 本物件の設備・備品等的一切を乙が管理し、費用の負担をすること。
(5) 町内会費等の町内の出費に関するこの該当費用の支払いは乙の負担とする。
(6) その他本物件の使用上生じた費用で、当然乙の負担と認められるものは、乙
が支払わなければならない。

(賃貸借料等の改訂)

第6条 甲は次のいずれかに該当する事項で、その必要があると認められるときは、賃
賃借料・共益費及び駐車場料等の額の改訂を行うことができる。

- (1) 物価及び近隣の建物賃貸借料等に変動が生じたとき。
(2) 建物の維持管理費用、火災保険料、地代及び公租公課等に変動が生じたとき。
(3) 建物に改良が施されたとき。

(公租公課)

第7条 建物に関する公租公課は、甲の負担とする。

(賃借人の承諾を必要とする事項)

第8条 乙は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲の定める書面による
承諾を得なければならない。

- (1) 本物件を第2条の使用目的以外に使用しようとするとき。
(2) 本物件の増改築、模様替え、造作物の設置等、施設及び敷地の現状を変更
しようとする時。

(賃借人の届出事項)

第9条 乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を
書面によって届け出なければならない。

- (1) 乙又はその使用人が、引続き1ヶ月以上本物件に於いて事務所として使用し
なくなるとき。
(2) 乙の住所もしくは氏名に変更が生じたとき。
(3) 乙が死亡又は離散したとき。
(4) 本物件が破損したとき、又はそのおそれがあるとき。

(禁止事項)

第10条

- (1) 乙は甲の承諾なしで、本物件の全部又は一部を、転貸し、もしくは本物件の賃
借権を譲渡してはならない。
(2) 乙は衛生上、風紀上、社会生活上害となり、近隣の苦情をかもすなど他
の賃借人に迷惑となる行為をしてはならない。
(3) 乙は本物件内にて動物の飼育及び所要の設備のある箇所以外での炊事、
宿泊してはならない。

第11条 (解約予告)

- (1) 乙は貸借期間内であっても甲に対し、1ヶ月の予告期間をもってこの契約の解約を申し入れることができる。この場合、この契約は予告期間の満了と同時に終了する。ただし乙は上記予告に代え1ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って即時解約することができる。
- (2) 前項の規定による解約申し入れ又は即時解約は、甲所定の解約届出書によるものとし、甲の書面による承諾なくして乙はこれを撤回しまたはとりげることができない。

第12条 (契約解除権)

甲は乙が次のいずれかに該当するときは、催告その他の法定の手続きによらず、本契約を解除できるものとする。

- (1) 本物件を風紀衛生上好ましくない状況で使用し近隣に迷惑を及ぼすとき。
- (2) 申込書等に虚偽の事項を記載し、不正な方法により本契約をなしたとき。
- (3) 暴力団事務所、又は犯罪行為等に使用されたとき。
- (4) 賃料等を1ヶ月以上滞納したとき。
- (5) 賃料等の支払いが度々遅延し甲乙間の信頼関係を著しく害されたと甲が認めるとき。
- (6) 財産の差押え、仮差押え、仮処分等を受け、もしくは競売、破産等の申し立てを受けたとき。
- (7) 銀行等金融機関の取引停止処分があったとき。
- (8) その他この契約の各条項のひとつにつきても違反したとき。

第13条 (立入点検ならびに原状回復義務)

- (1) 甲が建物の管理上本物件に関し調査を求めたときは、乙はこれに協力しななければならない。
- (2) 乙は本物件から退去しようとするときは、退去する日までに賃貸借当時の原状に回復しななければならない。
- (3) 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の費用をもって代行するも乙は異議なきものとする。

第14条 (火災及び天災)

- (1) 本物件が火災、地震その他の天災により滅失したとき、本契約は終了する。
- (2) 乙は甲の責任にともたずかつ、本物件が天災、火災、地震等の被害に遭った場合、その損害を甲に請求してはならない。

(留産)

第15条 本契約に定めのない事項が発生したときは、関係の法規及び一般慣習等に従い道義的に解決するものとする。

(管轄裁判所)

第16条 本契約に関する訴訟は、本物件の所在地を管轄する裁判所で行うことを甲乙とも承諾する。

(特約事項)

1. この賃貸契約は5年限りとするが、貸主の了解があれば契約更新できる。
2. 本物件一棟の内、実質占有面積 40.56 m²は井岡正徳の政務活動用として使用することとし、1階及び2階の一部は別途乙と契約を締結することとする。

●家賃等の支払いは【銀行振込】となっておりますので下記の口座に振込みをお願いします。

(銀行名) 奈良中央信用金庫

(支店名) 

(口座種別) 

(口座番号) 

(口座名義人) (株)西和物流 (477*列示)

※【振込手数料】は【賃借人】の負担となります。

この賃貸借契約の締結を証するため本契約書式通を作成し、当事者 記名押印のうえ、甲乙各巻通を保有する。

令和2年4月1日

甲 (賃貸人)

住所

奈良県磯城郡田原本町阪手830番地

氏名

株式会社西和物流

電話

代表取締役 萩原良介

乙 (賃借人)

住所

氏名

電話

井岡正徳

自動車保管場所（車庫）賃貸借契約書

賃貸人 テナント会 代表者 露崎耀と 賃借人 井岡正徳 との間に、次のとおり自動車保管場所（車庫）賃貸借契約を締結します。

第1条 賃貸人は、その管理する次に表示の自動車保管場所（車庫）を賃借人に賃貸し、賃借人はその管理する自動車の駐車のもつてこれを賃借する。

1. 自動車の保管場所（車庫）の所在

奈良県磯城郡田原本町大字阪手 629 番地の 1 他

第2条 賃借料は、壹ヶ月・金 21,250 円也を、賃借人は毎月月末までに翌月分を賃貸人の指定する方法にて支払うものとする。尚、消費税は含まない。

第3条 契約期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日迄とするが、双方異議がない場合は、本契約は一年ごとに自動的に更新されるものとし、以降についても同様とする。

第4条 賃借料の変更の場合は、賃貸人より期間満了の壹ヶ月前までに申し入れるものとする。

第5条 賃貸人は、賃借人が次の項に該当する場合、催告をしないで直ちに本契約を解除できるものとする。

1. 賃料の支払いを、壹ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃貸人の定めた、管理規則に違反したとき。
3. その他本契約に違反したとき。

第6条 賃借人は、賃貸人の定めた管理規則に従って保管場所（車庫）を使用しなければならない。

第7条 賃借人またはその代理人、使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって保管場所（車庫）又はその施設及びその保管場所（車庫）の他の自動車に損害を与えたときは賃借人はすみやかにその損害を賠償すること。

第8条 賃貸人は、保管場所（車庫）に在る賃借人の自動車について、発生した天災、火災、盗難等による損害については一切責任を負わないものとする。

第9条 賃貸人、賃借人は壹ヶ月以上前の予告をもって本契約を解約することができるが、賃借人については壹ヶ月分の賃借料に相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができる。

第10条 （特約事項）

1. 賃借料の支払いは借主からの振込とする。尚、振込料は借主の負担とする。
2. 本駐車場は、テナント会の管理規則に基づき供用するものとする。

以上のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、各自署名捺印のうえ各壹通を所持します。




平成28年4月1日

賃貸人 住所 奈良県磯城郡田原本町大字阪手 623 番地
氏名 テナント会
電話 0744-33-4095

賃借人 住所
氏名 井岡 正徳
電話

令和4年度雇用状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

①雇用者	氏名  住所  電話番号 
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和4年4月1日～令和4年6月30日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	80,000円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <hr/> <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <hr/> <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活動) → 按分率 1 / 2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 労働保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約 書

契約期間	自 令和4年4月1日より 至 令和4年6月30日		
就業場所	奈良県磯城郡田原本町阪手630番地10 井岡事務所		
従事すべき業務の内容	事務全般		
就業時間	始業・終業の時刻	自 9時30分 至 13時00分	
	休憩時間	なし	
休 日	基本は土・日・祝祭日・月曜日・水曜日・金曜日（振替あり）		
賃 金	給与区分	月給	
	基本給	月給 80,000円	
	諸手当	なし（給与に含む）	
	割増賃金率	法定時間外125% 所定時間外125%	
		法定休日125% 法定外休日125%	
	締切日／支払日	毎月 末 日締切 / 当 月 末 日支払	
昇給	なし		
労使協定に基づく賃金支払時の控除	無		
退職に関する事項	1 定年制 : 無 2 自己都合退職の手続 : 退職する30日以上前に届け出ること 3 解雇の事由及び手続 : ※詳細は、就業規則による。		
その他			

令和4年4月1日

労働者氏名

所在地

事業主 名 称

氏 名 井岡 正徳

令和4年度雇用状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

①雇用者	氏名 XXXXXXXXXX 住所 XXXXXXXXXX 電話番号 XXXXXXXXXX
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	120,000円 (<input checked="" type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活動) → 按分率 1 / 2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 労働保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約 書

契約期間	自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日		
就業場所	奈良県磯城郡田原本町阪手630番地10 井岡事務所		
従事すべき業務の内容	事務全般		
就業時間	始業・終業の時刻	自 13時00分 至 17時00分	
	休憩時間	なし	
休日	基本は日・祝祭日・火曜日・木曜日		
賃 金	給与区分	月給	
	基本給	月給 120,000円	
	諸手当	なし(給与に含む)	
	割増賃金率	法定時間外125% 所定時間外125%	
		法定休日125% 法定外休日125%	
	締切日/支払日	毎月末日締切 / 当月末日支払	
	昇給	なし	
労使協定に基づく賃金支払時の控除	無		
退職に関する事項	1 定年制 : 無 2 自己都合退職の手続 : 退職する30日以上前に届け出ること 3 解雇の事由及び手続 : ※詳細は、就業規則による。		
その他			

令和4年4月1日

労働者氏名

所在地

事業主 名 称

氏 名 井岡 正徳

令和4年分 給与台帳

井岡 正徳




職名	氏名
甲・乙	扶養家族

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	上期賞与	下期賞与	合計
基本給(賞与)	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000			1,440,000
家族手当															0
役職手当															0
															0
															0
															0
手当計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当															0
															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給金額	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	0	0	1,440,000
社会保険控除															0
健康保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険料	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360			4,320
端数調整															0
社会保険料計	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360	0	0	4,320
源泉所得税	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750			21,000
住民税															0
財形貯蓄															0
															0
その他計	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	1,750	0	0	21,000
控除計	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	0	0	25,320
差引支給額	117,890	117,890	117,890	117,890	117,890	117,890	117,890	117,890	117,890	117,890	117,890	117,890	0	0	1,414,680

勤務日数	12	12	14	12	12	12	13	12	14	13	14	12			152
勤務時間	70	72	82	71	69	70	75	72	80	75	77	69			882

令和4年度雇用状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

①雇用者	氏名  住所  電話番号 
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和4年9月1日～令和4年12月7日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	時給1,000円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動 + 後援会活動) → 按分率 1 / 2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 労働保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約 書

契約期間	自 令和4年9月1日 至 令和4年12月7日		
就業場所	奈良県磯城郡田原本町阪手630番地10 井岡事務所		
従事すべき業務の内容	事務全般		
就業時間	始業・終業の時刻	自 10時00分 至 15時00分 週2回か3回	
	休憩時間	なし	
休日	基本は日・祝祭日・火曜日・木曜日		
賃 金	給与区分	時給	
	基本給	時給 1,000円	
	諸手当	なし(給与に含む)	
	割増賃金率	法定時間外125% 所定時間外125%	
		法定休日125% 法定外休日125%	
	締切日/支払日	毎月末日締切 / 当月末日支払	
昇給	なし		
労使協定に基づく賃金支払時の控除	無		
退職に関する事項	1 定年制 : 無 2 自己都合退職の手続 : 退職する30日以上前に届け出ること 3 解雇の事由及び手続 : ※詳細は、就業規則による。		
その他			

令和4年9月1日

労働者氏名

所在地

事業主 名 称

氏 名 井岡 正徳

令和4年分 給与台帳

井岡 正徳




職名	氏名
甲・乙	扶養家族

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	上期賞与	下期賞与	合計
基本給(賞与)									59,000	38,000	38,500	6,500			142,000
家族手当															0
役職手当															0
															0
															0
手当計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給金額	0	0	0	0	0	0	0	0	59,000	38,000	38,500	6,500	0	0	142,000
社会保険控除															0
健康保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険料															0
端数調整															0
社会保険料計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
源泉所得税															0
住民税															0
財形貯蓄															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	59,000	38,000	38,500	6,500	0	0	142,000

勤務日数									10	10	7	7			34
勤務時間									59	38	38.5	6.5			142

令和4年度雇用状況報告書

会派・議員名 井岡 正徳

①雇用者	氏名  住所  電話番号 
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和4年12月21日～令和5年3月31日
④職務内容	政務活動関連事務処理補助等
⑤給料(賃金)	時給1,000円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → 按分率 / <input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → 按分率 / <input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動+後援会活動) → 按分率 1 / 2
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 租税関係書類 <input checked="" type="checkbox"/> 労働保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇 用 契 約 書

契約期間	自 令和4年12月21日 至 令和5年3月31日		
就業場所	奈良県磯城郡田原本町阪手630番地10 井岡事務所		
従事すべき業務の内容	事務全般		
就業時間	始業・終業の時刻	自 9時00分 至 13時00分 週5回	
	休憩時間	なし	
休日	基本は日・祝祭日・土曜日		
賃 金	給与区分	時 給	
	基本給	時 給 1,000 円	
	諸手当	なし (給与に含む)	
	割増賃金率	法定時間外 125% 所定時間外 125%	
		法定休日 125% 法定外休日 125%	
	締切日/支払日	毎月 末 日締切 / 当 月 末 日支払	
昇給	なし		
労使協定に基づく賃金支払時の控除	無		
退職に関する事項	1 定年制 : 無 2 自己都合退職の手続 : 退職する30日以上前に届け出ること 3 解雇の事由及び手続 : ※詳細は、就業規則による。		
その他			

令和4年12月21日

労働者氏名.....

所在地.....

事業主 名 称.....

氏 名 井岡 正徳.....

令和4年分 給与台帳

井岡 正徳

職名	氏名
甲・乙	扶養家族

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	上期賞与	下期賞与	合計
基本給(賞与)												22,000			22,000
家族手当															0
役職手当															0
															0
															0
															0
手当計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当															0
															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給金額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,000	0	0	22,000
社会保険控除															0
健康保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険料															0
端数調整															0
社会保険料計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
源泉所得税															0
住民税															0
財形貯蓄															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,000	0	0	22,000

勤務日数	7
勤務時間	22

令和5年分 給与台帳

井岡 正徳

職名	氏名
甲・乙	扶養家族

項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	上期賞与	下期賞与	合計
基本給(賞与)	49,000	90,000	98,500	73,500											311,000
家族手当															0
役職手当															0
															0
															0
															0
手当計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当															0
															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給金額	49,000	90,000	98,500	73,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	311,000
社会保険控除															0
健康保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険料															0
端数調整															0
社会保険料計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
源泉所得税															0
住民税															0
財形貯蓄															0
															0
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	49,000	90,000	98,500	73,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	311,000

勤務日数	13	19	19	17								6			74
勤務時間	49	90	90	73.5								22			324.5

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※ 取扱庁名

※ 取扱庁番号

奈良労働局

00075491

徴収勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所管

6118

※ 令和

04

年度

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基幹 番号	枝 番号	※CD	※証券受領
29103	006324	0000	0000	0000	0	全部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※ 会計年度(元号: 令和は9) ※ 課税年度(元号: 令和は9)

元号 一 元号 元号 一 元号

納付の目的
1. 令和
2. 令和

※ 収納区分

62

※ 課税区分

※ 内証券受領
円

(住所) 〒636-0247 磯城郡

田原本町阪手
630-10

(氏名) 井岡 正徳

08-2009272 AA1A29R011765#
29103006324-000 0011765

殿
E

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

内	労働 保険料	+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
内							9	0	0		0
取	一般 拠出金	+									59
納	付額 (合計額)	+					9	0	5		9

あて先
〒630-8570

奈良市法蓮町387
奈良第3地方合同庁舎
奈良労働局

労働保険特別会計歳入徴収官

上記の合計額を領収しました。
領収日付等

出納(8)
4. 7. 11
南都・田原本
(納付者渡し)

国税 納付金 領書

給与所得・退職所得等の
所得税額計算書(等)

領 収 証 書

32391

4257

00036439

710

01218643

種別	納付期間	納付金額	延滞税	合計
給与所得等の 所得税額	04/01/01 ~ 06/28	3710500	0	3710500
退職所得等の 所得税額				
日雇労働者の 所得税額				
遺族等所得 税額				
税理士の 報酬				
その他の 所得				
尚上の支払 税額				

納期等の区分

市税 県税

支払分源泉所得税
及び復興特別所得税

証券種類

現金 振込 印

国庫金 納付持票

金額 (千円)

3710500

納付日

14.7.11

印

年末調整による
不足税額

年末調整による
超過税額

本 税 710500

延滞税

合計額 710500

(納付日付印)

14.7.11

印

印

日本銀行(本店・支店・代理店・輸入代理店(郵便局を
含む))又は税務署の領収日付印が押されているかお
確かめください。

3-01407-01218643 (30-01316)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準字 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

08 E 0011765
08-E009272
AA1A29R-011765#

事業主控 08 E 0011765
08-E009272
AA1A29R-011765#

年 月 日

下記のとおり申告します。

都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
2 9 1 0 3 0 0 6 3 2 4 - 0 0 0

※各種区分
管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類
03 311 9416

あて先 〒 630-8570

奈良市法蓮町387
奈良第3地方合同庁舎

奈良労働局 ju2ivvg0

労働保険特別会計歳入徴収官殿

①労働保険番号
2 9 1 0 3 0 0 6 3 2 4 - 0 0 0

②増加年月日(元号:令和は9)

③事業廃止等年月日(元号:令和は9)

※事業廃止等理由

元 年 月 日

元 年 月 日

元 年 月 日

元 年 月 日

元 年 月 日

元 年 月 日

元 年 月 日

元 年 月 日

元 年 月 日

元 年 月 日

元 年 月 日

④常時使用労働者数

⑤雇用保険被保険者数

⑥事業主の郵便番号

⑦事業主の電話番号

⑧延納の申請 納付回数

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

確定保険料計算内訳
算定期間 令和3年4月1日 から 令和4年3月31日 まで
区分 8 保険料・一般拠出金算定基礎額 9 保険料率 10 確定保険料・一般拠出金額(S×9)

概算増加概算保険料算定内訳
算定期間 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
区分 12 保険料算定基礎額の見込額 13 保険料率 14 概算・増加概算保険料額(12×13)

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入)

⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

⑮⑯⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘の(ロ)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

申告済概算保険料額 8,760 円

⑳申告済概算保険料額

㉑増加概算保険料額

㉒(1) 全期又は前期の(イ)・㉓+次期以降の円未満端数 8640 円

㉓(2) 不足額 120 円

㉔(3) 今期労働保険料(イ)・㉕又は(イ)+(ハ) 9600 円

㉕(4) 一般拠出金充当額(㉖の(イ)-(イ)・㉗のみ) 59 円

㉖(5) 一般拠出金額(㉗の(イ)-(イ)・㉘のみ) 59 円

㉗(6) 今期納付額((㉔)+(㉕)) 9059 円

㉘(7) 第2期(イ)・㉙+第3期(イ)・㉚

㉙(8) 第2期(イ)・㉙+第3期(イ)・㉚

㉚(9) 第3期(イ)・㉚+第4期(イ)・㉛

㉛(10) 第3期(イ)・㉚+第4期(イ)・㉛

加入している労働保険 (イ)労災保険 (ロ)雇用保険

特掲事業 (イ)該当する (ロ)該当しない

郵便番号 636-0247 (044) 33 - 0506

住所 (イ)住所 (法人の本拠地) 奈良県磯城郡田原町院手630-10

名称 (ロ)名称 井岡事務所

氏名 (ハ)氏名 井岡正徳

事業又は作業の種類 政務活動・不動産管理

保険関係成立年月日

事業廃止等理由 (1)廃止 (2)委託 (3)個別 (4)労働者なし (5)その他